

令和 2 年 8 月 7 日

第 4 回南知多町議会臨時会会議録

1 議事日程

8月7日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊浜地区内における車両損傷事故））
- 日程第5 議案第56号 工事請負契約の締結について（内海保育所増築及び外部改修工事）
- 日程第6 議案第57号 工事請負契約の締結について（大井漁港港整備交付金工事）
- 日程第7 議案第58号 工事請負契約の締結について（南知多町新学校給食センター建設工事）
- 日程第8 議案第59号 工事請負契約の締結について（南知多町新学校給食センター厨房設備工事）
- 日程第9 議案第60号 財産の購入について（海っ子バス（中型バス）1台）
- 日程第10 議案第61号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第7号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
税務課長	神谷和伸	企画部長	鈴木茂夫
検査財政課長	山下忠仁	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	厚生部長	大岩幹治
福祉課長	相川和英	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
学校給食センター所長	山本剛資		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保美保	主査	小坂有一
--------	-------	----	------

[開会 10時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を8月臨時町議会に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において12番、石黒充明議員、1番、山本優作議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、初めに諸般報告として、新型コロナウイルス感染症に係る対応についての御報告と併せてお願いを申し上げます。

愛知県の発表により、南知多町民で新型コロナウイルス感染者は、本日8月7日現在、5名の方が確認されております。まず何より感染された方々へ心からお見舞いを申し上げます。

町民の皆様には、感染された方々は被害者である。まずはこのことを理解し、静かに温かく見守り、決して根拠のない不確かな情報等に惑わされることがあってはなりません。これまでと同様に、国・県が発表する正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。

感染しない、感染させないという一人一人の心遣いが、自分や愛する家族、地域を守ることに繋がります。今後も引き続き新しい生活様式に基づいた身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、3つの密の回避など、より一層感染症予防意識を高め、対応の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

結びに、誰もが感染者、誰もが濃厚接触者になり得るという状況にあります。感染した方々が決して差別や偏見を受けることがないように細心の御配慮を賜りますことを心からお願い申し上げます。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日の臨時会で御審議いただきます案件は、報告1件及び工事請負契約の締結についてをはじめ6議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第7号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字豊浜地区内で発生した車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第56号の工事請負契約の締結につきましては、去る7月29日に内海保育所増築及び外部改修工事の入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第57号の工事請負契約の締結につきましては、去る7月29日に大井漁港港整備交付金工事の入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第58号の工事請負契約の締結につきましては、去る7月29日に南知多町新学校給食センター建設工事の入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第59号の工事請負契約の締結につきましては、去る7月29日に南知多町新学校給食センター厨房設備工事の入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第60号の海っ子バス、中型バスでございます。1台の購入につきましては、去る7月29日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第61号は、令和2年度南知多町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、宿泊助成事業をはじめとした3事業の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,924万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ102億8,118万6,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費15万円、商工費5,500万円及び教育費7,409万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳入におきましては国庫支出金3,202万2,000円、繰入金7,190万6,000円及び繰越金2,531万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊浜地区内における車両損傷事故））

○議長（藤井満久君）

日程第4、報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解につ

いて（豊浜地区内における車両損傷事故）の件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

報告第7号 専決処分の報告につきまして御説明させていただきます。

2枚目をお願いいたします。

専決第12号は、南知多町大字豊浜地区内で発生した車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和2年6月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

1の損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、令和2年4月9日午前10時45分頃、南知多町大字豊浜字下大田面地内において、相手方に勤務する運転手がダンプトラックで町道3186号線を北向きに走行していたところ、道路側溝の鋼製蓋を跳ね上げ、車両左側下部の燃料タンクが破損し走行不能となったものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は6万7,412円で、和解の内容は、相手方に対し、事故に係るダンプトラックの修理代及びレッカー代の一部として損害額総額の30%分を支払ったものでございます。

今後におきましては、道路施設の管理に十分心がけ、再発防止に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 議案第56号 工事請負契約の締結について（内海保育所増築及び外部改修工事）

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第56号 工事請負契約の締結について（内海保育所増築及び外部改修工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第56号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由は、内海保育所増築及び外部改修工事につきまして請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

2の工事の概要につきまして、工事名は、内海保育所増築及び外部改修工事。

工事場所は、南知多町大字内海地内。

主な工事内容は、アの乳児室等増築工事としまして、既存の乳児室及び事務室分を78.12平方メートル増築するものであります。

イの外部改修工事としまして、老朽化した屋根の防水改修工事、外壁等の改修工事を行うものであります。

工期は、令和3年2月26日までであります。

請負契約金額は9,339万円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は849万円あります。

請負契約者は、知多郡南知多町大字内海字北向92番地の3、角建工有限会社であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。

入札については、去る7月29日に4者により実施しました。2ページに入札結果をつけてありますが、予定価格は税抜き8,958万円、落札率は94.8%でありました。

3ページには平面図をつけてありますので御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点だけ確認します。

その工事の乳幼児の施設を拡張するという事で、師崎保育所を大井保育所に統合するところから、0歳から2歳児の受入れが必要になってきたということだと思いますが、何名ぐらいを大体、最大限入所させることができるのか教えてください。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

それでは、内田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の内海保育所の増築工事におきまして、ゼロ・1歳児の定員につきましては、現在14名ですが、増築によりまして11名の増加を考えておりまして、定員25名とする予定です。これは、新しく大井保育所の受入れを含めまして、町内全体でゼロ・1歳児の受入れにおきまして31人となりまして、これは今現在の29名から2名を増加する予定であります。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 工事請負契約の締結について（大井漁港港整備交付金工事）

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第57号 工事請負契約の締結について（大井漁港港整備交付金工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第57号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明いたします。

次ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由ですが、大井漁港港整備交付金工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

入札につきましては、去る7月29日に7者において指名競争入札にて実施したものでございます。

2の工事の概要ですが、工事名は、大井漁港港整備交付金工事。

工事場所は、南知多町大字大井地内であります。

主な工事の内容は、浮き栈橋の製作及び設置1基です。これは浮き栈橋を設置することによって、潮位差による漁船からの陸揚げ作業等の負担を軽減し、漁業従事者の労働環境改善を図るものでございます。

工期は、令和3年3月5日まで。

請負契約金額は7,436万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税は676万円であります。

請負契約者は、南知多町大字片名新師崎20番地、株式会社石橋組でございます。

2ページには入札結果をつけております。入札予定価格は税抜きで6,797万1,000円で、落札率は99.45%でした。

また、3ページには工事場所の位置図と計画平面図をつけております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第7 議案第58号 工事請負契約の締結について（南知多町新学校給食センター
建設工事）**

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第58号 工事請負契約の締結について（南知多町新学校給食センター建設工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、議案第58号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由でございます。

南知多町新学校給食センター建設工事につきまして請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

2の工事の概要でございます。

工事名は、南知多町新学校給食センター建設工事。

工事の場所は、南知多町大字豊丘地内でございます。

主な工事内容でございますが、学校給食センターの新築をするもので、建物構造につ

きましては、鉄骨造平家建て、延べ床面積は1,434.77平方メートルでございます。主な工事としましては、建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事、外構工事でございます。

工期は、令和3年7月30日まで。

請負契約金額は8億300万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は7,300万円であります。

請負契約者は、浅沼・石黒特定建設工事共同企業体で、代表者は、名古屋市中村区名駅南一丁目6番1号、株式会社浅沼組名古屋支店。その他の構成員は、知多郡南知多町大字豊浜字鳥居135番地、株式会社石黒組でございます。

契約の方法は、制限付一般競争入札でございます。入札につきましては、去る7月29日に1者により実施したものでございます。

なお、2ページには入札結果をつけてございます。入札の予定価格は税抜きで7億3,070万円で、落札率は99.9%でございました。

また、3ページには位置図と建物配置図、4ページには1階平面図をつけております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

この入札に関して、1点だけちょっと質問させていただきます。

1者のみでの入札ということで落札率が非常に高くなっていますが、私、経験上で1者のみになった場合は、競争が成立しないので入札自体不成立という経験があります。今回のように1者のみでの入札も成立するのかどうかというのを確認させてください。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

それでは、片山議員の御質問に対して説明させていただきます。

今回、制限付一般競争入札ということで、個別の契約の性質または目的により競争を適正かつ合理的に行う必要があるため、加重的な参加資格を定めることができ、その加重の資格の設定が行われることにより一般競争入札することを制限付一般競争入札といっております。これは不良・不適格業者の排除等を目的としております。

今回の入札につきましては、去る6月29日に公告させていただきました案件で、入札の参加資格を定めるとともに、発注標準の適正の定め、これに基づいた入札参加資格の格付等を行うことが必要であり、その場合、客観的な審査事項において経営事項審査項目を採用いたし、工事概要、入札参加資格の公告により明らかにしており、入札の参加意欲のある資格業者が参加を申し込んでいただいております。よって、入札参加意欲のある者の入札参加機会を確保されている。したがって、参加者が1者の場合であっても入札における競争性は確保されている。公告におきましても、入札参加する者が1者である場合においても原則入札を執行すると記載しております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1者でも入札するというのは、それは要綱に書かれているのかということが1点。それからもう一点、制限付一般競争入札に関わって、制限の先ほど発注標準のことについてもう少し詳しく説明してください。石黒組に対しても、それから浅沼組に対しても、どのような条件をつけるのかということについてお話しください。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

1つ目の制限につきましては、今回、公告により県内の業者が第1構成員、郡内及び町内の業者が第2構成員で共同体を参加要件として2構成員で工事を行うことで設定をさせていただき、それは公告により提示させていただいております。

条件につきましては、入札の参加資格をまず設計金額の3億円以上の建設工事で行うということで、本町の制限付一般競争入札の要領に定めておりますので、その要領に基づきまして設定をいたしまして、公告によりそれを外部の方に提示してございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号 工事請負契約の締結について（南知多町新学校給食センター
厨房設備工事）

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第59号 工事請負契約の締結について（南知多町新学校給食センター
厨房設備工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、議案第59号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由でございます。

南知多町新学校給食センター厨房設備工事につきまして請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、2の工事の概要でございます。

工事名は、南知多町新学校給食センター厨房設備工事。

工事の場所は、南知多町大字豊丘地内でございます。

主な工事内容でございますが、学校給食センターを新築することに伴い、厨房機器の購入及び設置をするもので、主な厨房機器としましては、回転釜、食器洗浄機、冷蔵冷凍庫、真空冷却機、生ごみ処理機、作業台等でございます。

工期は、令和3年7月30日まで。

請負契約金額は2億570万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,870万円でございます。

請負契約者は、名古屋市中村区名駅南三丁目13番20号、株式会社中西製作所名古屋支店でございます。

契約の方法は制限付一般競争入札で、入札につきましては、去る7月29日に3者より実施したものであります。

なお、2ページには入札結果をつけてございます。入札予定価格は税抜きで1億9,490万円で、落札率は95.95%でございました。

また、3ページには厨房機器配置平面図、4ページ、5ページには購入及び設置をいたします厨房機器のリストをつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 財産の購入について（海っ子バス（中型バス）1台）

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第60号 財産の購入について（海っ子バス（中型バス）1台）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

議案第60号 財産の購入につきまして提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由は、海っ子バス（中型バス）1台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2の財産の概要は、海っ子バスとして日野レインボー中型バス1台、59人乗りを南知多町に令和3年1月29日までに納入するものでございます。

契約金額は2,277万円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は207万円でございます。

契約の相手方は、愛知日野自動車株式会社半田営業所でございます。

入札につきましては、去る7月29日に指名競争入札にて実施したものでございます。

なお、次のページには入札の結果をつけてございます。その次のページには、参考資料として物品の概要をつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第61号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第7号)

○議長(藤井満久君)

日程第10、議案第61号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第7号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中川昌一君)

それでは、議案第61号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,924万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,118万6,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から説明をいたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費は15万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下により経済的影響を大きく受けた中小事業者等に対して、固定資産税の軽減措置に関する説明会を実施するための経費でございます。

次に、7款商工費、1項商工費、4目観光振興費は5,500万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染拡大により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、宿泊料金の一部を補助するための経費であります。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は916万7,000円の増額補正であります。このうち17節備品購入費605万3,000円は、国のGIGAスクール構想の早期実現方針に沿って、教員用タブレット端末の購入に係る経費であります。18節負担金、補助及び交付金311万4,000円は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、修学旅行や林間学校を中止としたり、参加を予定していた児童・生徒が出席停止により参加できなくなった場合に、学校、あるいは保護者が負担するキャンセル料を補助するための経費でございます。

次に、2項小学校費、2目教育振興費は4,222万1,000円の増額補正であります。これは、1人1台のタブレット整備を国のGIGAスクール構想の早期実現方針に沿って実施するに当たり、当初は児童用タブレットをリースにより対応する予定でありましたが、購入費に対して国の地方創生臨時交付金を充てることにより、後年度の財政負担等を削減できることが可能となるため、13節使用料及び賃借料241万円を減額し、17節備品購入費4,463万1,000円で購入するものでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

3項中学校費、2目教育振興費は2,270万7,000円の増額補正であります。こちらにつきましても、生徒用タブレットをリースではなく購入することとしたため、13節使用料及び賃借料127万6,000円を減額し、17節備品購入費2,398万3,000円を増額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

6ページ、7ページを御覧ください。

2の歳入であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金は3,202万2,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました小学校児童及び中学校生徒の1人1台のタブレット整備に係る費用に対します国の公立学校情報機器整備費補助金でござい

ます。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、5目土地開発基金繰入金は7,190万6,000円の増額補正であります。これは、今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源として増額補正するものでございます。

次に、20款1項1目繰越金は2,531万7,000円の増額補正であります。これは、今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源として、土地開発基金繰入金の不足分を補うため増額補正をするものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1つ教えてください。

中小事業者の固定資産税の減免というか、そういう点での説明会、非常に大事だというふうに思っております。この15万円は2回分なのか、1回だけで終わってしまうのか。また、時期はいつ頃を予定しているのか、それを教えてください。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

内田議員の質問にお答えさせていただきます。

固定資産税の軽減措置の説明会の件であります。これにつきましては、1回当たり3万円で5会場ということで、町内、内海、豊浜、師崎、篠島、日間賀、各地区ごとに1回開催する予定をしております。1回当たりこちら3万円ということで合計で15万円の予定であります。

次に時期についてですが、まだ商工会との打合せとか、説明会の日程につきましては未定でありまして、早い時期に計画したいなというふうに思っておりますが、まだいつというふうまでは決まっております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第4回南知多町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

〔 閉会 11時10分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 石 黒 充 明

署 名 議 員 山 本 優 作